

報告第5号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和5年9月1日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

請負契約額の変更

町は、請負契約の額を次のとおり変更する。

- 1 工 事 名 芽室町総合体育館外構整備工事
- 2 工 事 場 所 芽室町総合体育館
- 3 契 約 金 額 変更前 79,970,000円
変更後 79,376,000円
- 4 契約の相手方 宮坂・川田・鍵谷特定建設工事共同企業体
代表者 帯広市西13条南14丁目1番地2
宮坂建設工業株式会社
代表取締役 宮坂 寿文
- 5 工 期 自 令和5年 6月 6日
至 令和5年10月27日
- 6 工 事 概 要 外構工事（駐車場整備、外灯設置、サイン設置）一式
- 7 変 更 内 容 駐車台数の変更及び歩行者用通路の新設

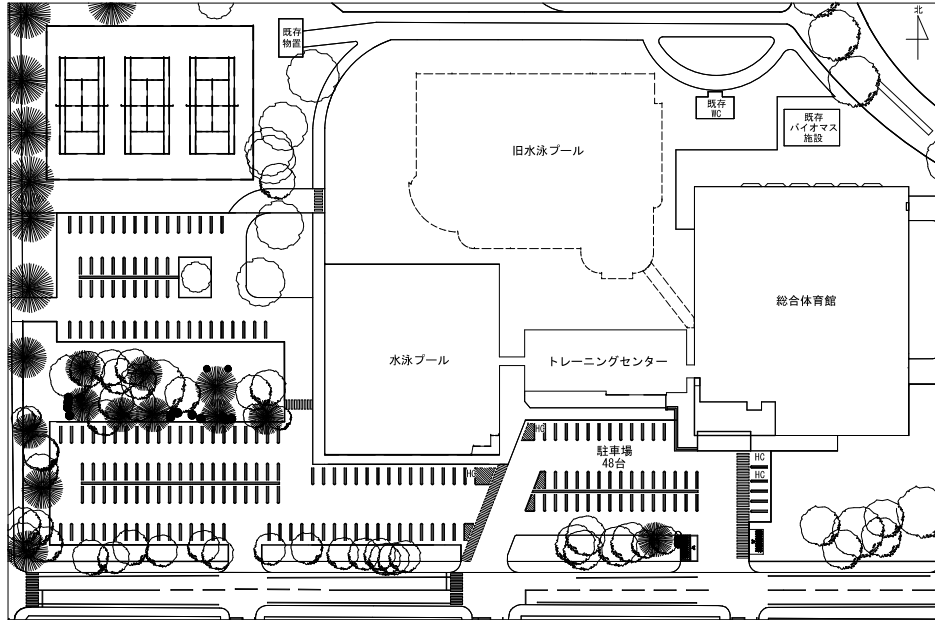
令和5年7月26日 専決処分

説 明

芽室町総合体育館外構整備工事について、工事請負契約書第25条の規定により、請負契約額について変更契約を締結したものであります。

芽室町総合体育館外構整備工事

(変更前)



変更

(変更後)

